

会長及び副会長の選任について

- 本委員会の会長及び副会長につきましては、新しい任期が始まって最初の開催となりますので、岡山県介護保険制度推進委員会設置要綱第4条の規定により、本委員会の会長、副会長を、委員の皆様の中から互選いただくこととなりますが、このたびは、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、書面表決とさせていただきます。
- 事務局としましては、前任期に引き続き、会長は浜田委員に、副会長は松山委員にお願いしたいと考えております。
- 御承認の可否につきましては、別添の「書面表決書」により御回答いただければと考えていますのでよろしくお願いいたします。

令和3年度第1回岡山県介護保険制度推進委員会
書 面 表 決 書

審議事項

会長及び副会長の選任について

(1) 会長の選任

浜田淳委員を会長に選任することについて

	承認する
	承認しない

※該当の方に「○」を記入してください。

(2) 副会長の選任

松山正春委員を副会長に選任することについて

	承認する
	承認しない

※該当の方に「○」を記入してください。

令和 年 月 日

御自宅住所 _____

御 氏 名 _____ 印

※署名又は記名押印をお願いいたします。

岡山県介護保険制度推進委員会委員

(区分別に五十音順)

区分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 常務理事	小 川 敏 朗	
	学校法人川崎学園 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 特任教授	浜 田 淳	(R3.3.31まで会長)
	公益社団法人岡山県医師会 会長	松 山 正 春	(R3.3.31まで副会長)
	公立大学法人岡山県立大学 保健福祉学部 教授	村 社 卓	
保 険 者 ・ 被 保 険 者	公益社団法人認知症の人と家族の会 岡山県支部 代表	安 藤 光 徳	
	岡山県市長会 相談役(美作市長)	萩 原 誠 司	
	岡山県国民健康保険団体連合会 常任理事	三 宅 生 一	
	社会福祉法人玉野市社会福祉協議会 地域包括支援センター センター長	三 宅 啓 之	
	岡山県町村会 会長(鏡野町長)	山 崎 親 男	
	公益財団法人岡山県老人クラブ連合会 会長	吉 田 建 太 郎	
事 業 者	岡山県老人福祉施設協議会 会長	赤 畠 耕 一 路	新任
	一般社団法人日本福祉用具供給協会 岡山県ブロック長	生 本 覚	
	一般社団法人岡山県訪問看護ステーション 連絡協議会 会長	江 田 純 子	
	一般社団法人岡山県介護支援専門員協会 常務理事	柴 田 倫 宏	新任
	一般社団法人岡山県老人保健施設協会 理事	福 嶋 啓 祐	
	一般社団法人岡山県病院協会 常務執行役・事務長会代表幹事	山 田 晴 基	

任期 令和3(2021)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

岡山県介護保険制度推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険制度の円滑な推進及び岡山県介護保険事業支援計画・岡山県高齢者保健福祉計画の進捗状況の進行管理について関係者の幅広い参画により審議・検討を行うため、岡山県介護保険制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 岡山県介護保険事業支援計画の進行管理に関する事。
- (2) 岡山県高齢者保健福祉計画の進行管理に関する事。
- (3) 事業者指導・サービス評価の実施方策に関する事。
- (4) 身体拘束ゼロ作戦の推進方策に関する事。
- (5) その他介護保険制度の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

- 2 委員は、保健・医療・福祉の学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等のうちから知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会には、必要に応じて部会及び専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(費用の弁償)

第8条 委員の会議出席に要する費用は、岡山県が弁償する。

- 2 前項に規定する費用弁償の額及び支給方法は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡山県保健福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年度指定に係る委員の任期は平成21年3月末までとする。

- 2 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。